

第21節 農林業災害予防計画

- | | |
|-----|------------------|
| 第1項 | 農業施設災害予防計画 |
| 第2項 | 農作物災害予防計画 |
| 第3項 | 林業災害予防計画 |
| 第4項 | 災害予防に関する試験研究の推進 |
| 第5項 | 防災思想の普及及び防災訓練の実施 |
| 第6項 | 防災基盤の整備 |
| 第7項 | 防災営農体制の整備 |

《 基本方針 》

防災機関は暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じるものとする。

《 現況/課題 》

本市では急速な都市化に伴い農地の改廃や混住化が進み、地域農業・農村の環境が大きく変化しており、農業力は一貫して減少・縮小の基調で推移している。生産額上の主要品目は米・野菜・花き等である。農家についても全体の約9割が第二種兼業農家であり、土地開発、市街地整備等に伴う離農も増加しているなか、筑紫農業青年会（農青会）の活動を通じて、後継者の育成に努めている。

また、林業については農業との兼業である農家林家が約半数を占めており、特用林産物としてタケノコ等が栽培されている。また、林業研究グループによる後継者の育成に努力しているほか、総合的な緑の保全を目的とした緑化推進事業（緑の募金活動）も展開している。

洪水、台風等は、気象予報により事前に予想されるため、直前の防災対策と常時の維持管理により、ある程度被害の軽減に努めることができる。

第1項 農業施設災害予防計画

《 計画目標 》

1. 農業施設災害予防計画

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては協力依頼を要請するとともに、市と住民の相互の協力体制のもと必要に応じ計画を推進する。

- (1) ため池整備計画
 - 1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
 - 2) 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
 - 3) 堤体の応急補強と通行規制
 - 4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
 - 5) 不用貯水の排除及び事前放流
- (2) 用排水路
 - 1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理
 - 2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと
 - 3) 湛水防除施設の整備点検、操作を確実に行うこと
- (3) 農道
 - 側溝、暗渠、溜樹、排水管等、排水施設の浚渫、清掃

第2項 農作物災害予防計画

《 計画目標 》

1. 農作物災害予防計画

- (1) 水稲
 - 1) 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。
 - 2) 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。
 - 3) 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。
 - 4) 干ばつ時においては計画的配水、灌がいと麦稈、山草、堆肥等により蒸発を防止する。また、作期の分散等により被害の発生を防止する。
 - 5) 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防処置、事後処置を講ずる。
 - 6) 気象情報に即応した予防処置を講ずる。
 - 7) 局所的農用水源確保のため、保安林の維持管理を図る。
- (2) 果樹
 - 1) 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
 - 2) 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
 - 3) 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壤の流失を防止し、園地の損壊を予防する。
 - 4) 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を

行う。

- (3) そ菜
 - 1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
 - 2) 風水害または水害に対する排水溝等の整備を図る。
 - 3) 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
 - 4) 倒伏防止のための支柱を補強する。
- (4) 花き
 - 1) 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
 - 2) 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
 - 3) 倒伏防止のための支柱を補強する。
 - 4) 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
 - 5) 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

2. 家畜災害予防計画

- (1) 施設等の整備
 - 畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導推進する。
- (2) 飼料作物
 - 1) 干害に備え、耐干性作物または品種の奨励普及を図る。
 - 2) 飼料の加工、貯蔵の整備を助長し、乾燥サイレージ等貯蔵飼料の普及を図る。
 - 3) 造成草地の浸食防止について防災処置を講じる。

第3項 林業災害予防計画

《 計画目標 》

1. 林業災害予防計画

- (1) 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
- (2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- (3) 緑地の保全
 - 市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- (4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

第 4 項 災害予防に関する試験研究の推進

《 計画目標 》

1. 災害予防に関する試験研究の推進

市は、災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第 5 項 防災思想の普及及び防災訓練の実施

《 計画目標 》

1. 防災思想の普及

災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努めるものとする。

- (1) 防災知識の普及
農業改良普及組織及び土地改良区、その他の関係団体等を利用して、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努めるものとする。
- (2) 防災訓練の実施
毎年実施する総合的な防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の指導要請を行うものとする。

第 6 項 防災基盤の整備

《 計画目標 》

1. 防災基盤の整備

市は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

- (1) 農地防災事業
洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。
- (2) 地すべり防止事業
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を推進するものとする。

(3) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第7項 防災営農体制の整備

《 計画目標 》

1. 防災営農体制の整備

市は農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

(1) 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

(2) 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

(3) 緑化推進事業の展開により、山林の保全を図る。